

# 入 会 申 込 書

年 月 日

会員番号	クラス	授業開始日	年	月	日	金融機関	B K ・ 信金組 ・ 〒
フリガナ							(成人の方のご入会者) 勤務先
氏 名	(男・女)	生年月日	T ・ S ・ H 年				
			月 日生(才)	(お子様のご入会者) 学校幼稚園等・学年			
フリガナ							バス利用
住 所	(〒 - )						する・しない
電 話	自宅もしくは必ず連絡が取れるところ( )		左記以外の緊急連絡先 1 ( )		左記以外の緊急連絡先 2 ( )		
	( ) -		( ) -		( ) -		
メール アドレス	(続柄 )		家 族 会 員	クラス			
	(続柄 )			氏 名			
	(続柄 )						

### 健康状況 (アクシー MAKI の成人の方は別紙にご記入ください)

☆該当に○をお付け下さい

- ・良好です
- ・薬服用中ですが特に問題はありません (病名 )
- ・現在 (病名 ) で治療中です

☆以下の症状で該当のある方は詳細をご記入下さい

- ・心臓病 ・てんかん

( 詳細 )

☆上記以外の病歴とその他特記事項

( )

現在の泳力 (○印をつけて下さい)	承 諾 書 契 約 書 (未成年者で就学中の方が入会する場合は保護者の同意を要します。)	料 金 明 細 (税込)
・水をこわがる (はい・いいえ) ・顔 付 け (できる・できない) ・伏 し 浮 き (できる・できない) ・バ タ 足 (できる・できない) ・ク ロ ー ル (できる・できない) ・背 泳 (できる・できない) ・平 泳 (できる・できない) ・バ タ フ ラ イ (できる・できない) ・スイミングスクール等の経験がある SS 級	株式会社アクアシガータ 殿 (アクシー中央) (アクシーひがし) (アクシー MAKI) (アクシーかめだ)  (上記の者が・私は) 貴スクールに入会しその規約にしたがい、良好な健康状態で練習に参加することを (承諾・誓約) いたします。 なお、料金明細及び別紙入会案内文書内記載の個人情報保護法について了承いたします。  年 月 日 入会者との 続 柄 氏名 (印)  保護者勤務先 /  勤務先 TelNo./ ( ) -	月 会 費 円 (指定口座より毎月3日に振替) 管 理 諸 費 円 (指定口座より毎月3日に月会費と合算して振替) バス協力費 円 (指定口座より毎月3日に月会費と合算して振替)
		・スイミングスクール等で短期教室等の経験がある SS 級

(お客様 控)

# 会 員 規 約

(運 営)

第1条 本施設の運営、管理（会員資格の得喪、諸会費、規約の制定改廃等の決定手続きを含む）は、株式会社アクアシガータが行う。

(目 的)

第2条 本施設は指導とサービスを通して、子供達の心身共に健康な成長と成人の健康増進や健康維持の手助けを行い、地域社会に貢献する事を目的とする。

(入会資格)

第3条 本施設に入会出来る者は本施設の趣旨に賛同した者で、本規約を承認した者とし、スポーツを行うに適した健康状態にある者とする。なお刺青者、暴力団構成員及び本施設が不相当と認める方は入会できない場合がある。

(利用日時)

第4条 会員は会員種別毎に定められた曜日・時間に利用することができる。

(休業日)

第5条 本施設の休業日は年間スケジュール表に基づくが、臨時の施設修繕や天災等やむを得ない事由が発生した場合は施設を一部閉鎖もしくは臨時休業をすることがある。ただし本施設側の事由により休業する場合は、1週間前までに施設内に提示する。

(入会手続)

第6条 入会希望者は別に定める入会申込書及び付属書類に必要事項を記入し、入会金、カード発行料、月会費及び諸費と共に提出する。なお、未成年で就学中の者が入会しようとする時は、保護者が誓約書に記名押印の上手続きをしなければならない。この場合保護者は本規約に基づく責任を負うものとする。

(休会・退会・変更)

第7条 休会、退会、クラス及び会員種別を変更しようとする者は、別に定める届出用紙に必要事項を記入し、休会はその月の20日までに、退会、クラス及び会員種別の変更は前の月の20日までにフロントに届出なければならない。

(会費等の支払)

第8条 会員は本施設の定めるところに従い会員種別毎の月会費及び諸費用（以下会費等という）を所定の方法で1ヵ月毎に納入しなければならない。なお、会費等は会員が休会等の届出を提出しない限り、現実には本施設を利用していても支払義務を生じる。

第9条 社会経済の急激な変動により、追加料金を請求する場合がある。

(会費等の不返還)

第10条 一旦納入した入会金、会費等は理由の如何を問わず返還しない。

(会員のモラル)

第11条 会員は、下記事項を厳守すること。

- 1) 本施設内ではマナーやエチケット、ルールを守りスタッフの指示に従うこと。
- 2) 本施設の秩序を守り、施設の目的にそよう努力すること。
- 3) チームワークを守り、会員全員が明朗、快活なスポーツマンとなるよう楽しい雰囲気の中にも真面目な行動をとること。

(除 名)

第12条 本施設は会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止、または除名することができる。

- 1) 施設の定める諸費用につき、3ヵ月間滞納し請求があっても完済しないとき（除名以前の諸費用は全額納入の義務を生じる）
- 2) 本施設の施設を故意に、き損したとき
- 3) 本規約、その他本施設の定める規則に違反したとき
- 4) 本施設の名誉、信用をき損し、または秩序を乱したとき
- 5) その他、会員としての品位を損なうと認められる行為のあったとき

(施設の管理)

第13条 会員は施設利用上の規則に従うこと。

- 1) 会員が施設利用上の規則に従わないために起きた練習中の事故、盗難については、本施設は損害賠償責任を一切負わないものとする。
- 2) 第1項以外の練習中の事故、盗難については、本施設の施設管理に過失があったと認められた場合のみ被害の事実を確認の上、損害の賠償の責に任ずるものとする。

(障害事故の責任)

第14条 会員が施設内で定められた練習時間中に身体上の障害を受けたときは、この会員がスタッフの指示に厳密に従っていたと認められる場合に限り、本施設は損害賠償保険の範囲内においてその責に任ずる。また、その事故の内容によっては会員自身も損害賠償の責を負う場合がある。

(附 則)

第15条 本規約は昭和55年4月1日より施行する。

平成18年1月1日 改訂